

第四十六回国会
衆議院

文教委員会
議 録
第三十一号

昭和三十一年六月十日(水曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事上村千一郎君 理事小澤佐重喜君

理事長谷川 峻君 理事南 好雄君

理事二宮 武夫君 理事山中 吾郎君

熊谷 義雄君 谷川 和雄君

床次 徳二君 中村庸一郎君

橋本龍太郎君 原田 憲君

松山千恵子君 川崎 寛治君

鈴木 一君

出席國務大臣

文部 大臣 灘尾 弘吉君

出席府政委員

文部政務次官 八木 徹雄君

文部事務官 蒲生 芳郎君

(大臣官房長)

文部事務官 小林 行雄君

(大学学術局長)

文部事務官 天城 勲君

(調査局長)

委員外の出席者 門 員 田中 彰君

六月九日

委員川崎寛治君辞任につき、その補

欠として細谷治嘉君が議長の名目で

委員に選任された。

同日

委員細谷治嘉君辞任につき、その補

欠として川崎寛治君が議長の名目で

委員に選任された。

六月六日

宮崎大学工学部に応用物理学科設置

第一類第六号

文教委員会議録第三十一号 昭和三十一年六月十日

に關する陳情書(宮崎市議會議長児

玉辰生)(第五二五号)

国立産業芸術大学の設置促進に關す

る陳情書(福岡県議會議長永露政夫)

(第五二六号)

義務教育施設の整備促進に關する陳

情書(福岡市議會議長堀端七丁目百二十

三番地福岡県町村議會議長会長内山

正盛)(第五二七号)

小、中学校に養護教員及び事務職員

の配置に關する陳情書(福岡市議會議

長堀端七丁目百二十三番地福岡県町村

議會議長会長内山正盛)(第五二八

号)

私立大学の国庫補助金増額に關する

陳情書(福岡市七限十一番地九州私

立大学国庫補助促進同盟会長福岡大

学長今村有)(第五二九号)

義務教育費国庫負担の完全実施に關

する陳情書(大阪府議會議長前田治

一郎)(第五三〇号)

義務教育に關する国庫負担金増額に關

する陳情書(徳島県議會議長唐渡昌

二)(第五三一号)

教育施設等整備費国庫負担金の増額

に關する陳情書(中国五県議會議長

正副議長代表岡山県議會議長杉本昌

太)(第六四五号)

小、中学校及び高等学校の特殊学級

就学奨励費規定に關する陳情書(枚

方市議會議長岡市一三)(第六四六

号)

義務教育諸学校の学校図書館の設備

充実等に關する陳情書(枚方市議會

議長岡市一三)(第六四七号)

義務教育費国庫負担法に基づく教材

費の国庫負担限度算出基礎増額に關

する陳情書(枚方市議會議長岡市一

三)(第六四八号)

新潟大学に歯学部設置に關する陳情

書(新潟県商工会議所連合会頭和田

閑吉)(第七二七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

教育職員免許法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一二九号)(參議院

送付)

学校教育に關する件

○久野委員長 これより會議を開きま

す。

教育職員免許法の一部を改正する法

律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを

許します。上村千一郎君。

○上村委員 教育職員免許法の一部を

改正する法律案につきまして、要點の

若干につきまして御質問をいたしま

す。と、高等学校教育の振興を圖る

ため、教科中特別の事項に關する高等

学校教諭免許法の制度を設けるとも

に、小学校、中学校、高等学校及び幼

稚園の教員とこれに相當する言学

校、雙学校及び養護学校の各部の教員

との職務の類似性にかんがみ、上級免

許状を取得する場合に必要な在職年数

について、これらの教員の在職年数を

同様に取扱いすることとする必要があ

ります。この在職年数と同様に取扱い

という後半の部分につきましては、こ

れはきわめて、從來もぜひこの点は必

要であるということをおぼゆる階層に

おきまして痛感を感じておられるので

ございます。取り立ててこの点に質

問を申し上げる点もございせんが、

前段の点につきましては多少確かめて

おきたい点もございせんので、その点

に集中いたしまして質問をいたしたい

と思ひます。

まず第一に、現行免許法と今回新設

される資格試験との關係はどうなつて

おるのか。なお、この免許の特例を高

等学校に限定した事由はどこにあるの

か、この点についてお尋ねをしてお

きたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 現在の教員養成

制度は、御承知のように大学で行なう

というたてまえをとっておりますし、

そして教員の免許状は免許法の四條に

ありますように、教科の広い分野にお

たつて大学で定められた単位を履修し

た者に免許状を与えられるということ

になつておるわけでございせんが、

そのうち高等学校の教科科目の中で特

に技能に關する特殊の分野につきまし

ては、大学教育では必ずしも十分な教

育ができません。また養成の面から申

しましても、その必要数を充足するこ

とができないものがございますので、

特にこうした特殊の分野のものに限

て、試験によりまして教員の資格を取

得させるような特例を設ける必要があ

るといふふうに考へて、今回の御提案

を申し上げたわけでございせん。

高等学校に限定いたしました理由は

は、小中学校の場合と高等学校の場合

と比較いたしますと、教科科目が高等

学校ではこまかく分かれてまいつてお

りまして、また實際高等学校の教育は

相當深い専門的な事柄を教育するとい

うことになつております。特に技能に

關する事項の指導につきましては、御

承知のように専門的な知識技能が必要

とされておりますので、そういった面

から、また實際に教育の時間数も非常

に多くなつておりますので、高等学校

に關する担当教員のそういう養成をは

かる必要がある。養成と申しますか、

要するに資格試験によつて免許状を与

える方策を考へる必要があるというふ

うに思ひまして、今回の御提案を申し

上げた次第でございせん。

○上村委員 高等学校においては免許

教科の区分を今後も細分する考へがあ

るのかどうか、この点をお尋ねしてお

きたい。

○小林(行)政府委員 現在の高等学校

の教科を見てまいりますと、非常に領

域の広いものと、必ずしもそれほど広

くないものと二種類あるわけでござ

いまして、特にたとえば社会とか理科

のように指導領域の広い、広領域の教科

があるわけでございせん。先生の専門

性を高めるといふことから考へます

と、この広い領域の教科について科目

を別々に分けるほうがよいという意見

も確かにございます。しかし、実問題といたしまして、その広い領域の中の科目もそれぞれ関連するところが非常にあるわけでございまして、密接な関連を持っておる点がございまして、教科の中で科目を独立させて、独立の教科にしていこうということについては、さらに時間をかけて研究する必要があるやう、そういうふうな現在の段階では考えております。教員養成審議会等でも、今後の問題として検討してもらつておるところでございます。

○上村委員 今回の試験は文部大臣が行なうという理由はどこにあるのか、お尋ねしておきます。

○小林(行)政府委員 この技能に関する事項についての高等学校教員資格試験は、文部大臣が行なうということにいたしておりますが、これは御承知のように、一つには技能に関する特殊な分野のものに限つたものでございまして、もう一つは、各大学でこの試験を行なうというふうなことになりますと、一つの基準をつくりましても、全国的に凹凸を生ずるようなことも考えられますので、全国的な一つの水準を維持するといふ点から考えまして、文部大臣が統一的にこの高等学校教員資格試験を行なうということが最もよいというふうな考えでございまして、

○上村委員 将来中学校も含めて全教科についてこういう試験制度を行なう考えがあるかどうか、お尋ねしておきます。

○小林(行)政府委員 戦前の教員免許令の時代には、御承知のように、資格試験によって免許状を与えるという制度がございましたが、戦後は教員養成

のたてまえが変わりまして、すべて大学において教員養成をやるということに変わったわけでございまして。免許制度全体の問題として、今後この資格試験を行なうかどうかという点につきましまして、現行免許法のたてまえをある程度変更するようになつてまいりますので、もちろん文部省としてもそういう意見が社会にあることは存じておりますが、制度全体の問題として検討しなければならぬと思つて、中学校を含めて全教科についてそれをやるのはいいか、あるいは特殊な科目に限定するのはいいか、いろいろ考えるべき点が出てまいりますので、免許制度全体の問題として検討をすることにいたしましたと思つております。

○上村委員 この免許状に一般、二級の種類を設けていない理由はどこにあるか、お尋ねしておきたいと思つております。

○小林(行)政府委員 現行の免許状は、御承知のように普通免許状一級、二級という級別をいたしておりますが、これは御承知のように、大学で教員養成をいたします場合に、修業年限、いわゆるスクーリングの年限によりまして、一般、二級の種類を分けまして、それぞれ相当の免許状を与えておるわけでございまして、今回のこの免許状につきましましては、要するにそ

ういった修業年限というやうなことを基準にいたしませんで、特別の技能に着目して行なわれる試験でございまして、そのスクーリングによる差等を設ける必要がない、と同時に、また試験によつてその技能の程度を区分することとも困難であるやうなふうな考えを以て、従来のやうな一般、二級の種類を設けないこととしたわけでございしております。

○上村委員 普通免許状あるいは臨時免許状以外に、新しく技能に関する免許状の種類を設けてはどうか、こういう意見もあるやうでございしますが、これに関連してどういふお考えを持っておるか、政務次官にお尋ねしておきたい。

○八木政府委員 御承知のとおり、教員養成制度全般について根本的に考え直さなければならぬ時期が来ている。さきに中央教育審議会に諮問をいたしまして、その答申を得、それから後に教育職員養成審議会が建議もいたしておることでございますので、教員養成制度全体の、その答申に基づく検討を加えておるときでございまして、いまおっしゃつた問題も根本的な改正をやる過程の中で検討しなければならぬことではないか。答申を受けてから後相当な年数がたつておるわけでございしますから、その根本的な改正をなせま

すまでやらぬかという御意が当然あると思つてございしますが、ただ単に教員養成制度だけではなくて、大学全体の問題を管理運営、目的、性格等々たくさん懸案の問題を解決しなければならぬので、これだけ先に取り上げてやって、あとのものはあとというわけにも参りませんから、それが延

びておるのでございしますが、文部省としてはことしの夏くらいにはこれらの大学制の問題全体を、答申を尊重しながら何らかまじめ上げたいと思つておりますので、それらの問題解決と同時に、いまおっしゃる点につきましても根本的な解決をはかるやうに努力をいたしたいと思つてございしますが、いま直ちにそれではございしますという事は申し上げかねることを御了承願ひたいと思つております。

○上村委員 免許事項を法律で定めないうで省令で定めておるといふ理由はどういふ点にあるか、お尋ねします。

○小林(行)政府委員 先ほど来お答え申し上げておりますやうに、今回の高等学校教員資格試験は特別の技能に関する分野についてのこととございまして、これは御承知のように大学ではそういった先生の養成について現状期待がでないといふことに基いて制度を考えたいわけでございまして、技能に関する特殊な事項のワクの中で弾力的に措置し得るやうにしたいということ、今回の法律の中にはそれを規定しないのが適当であるやうなふうな考えでございまして、ただしあくまでも技能に関する事項のワクの中でございまして、いま直ちにこのワクをその他のものに広げる考えはございしません。

○上村委員 本年度はどのようなものについて実施するおつもりか、お尋ねしたいと思つております。

○小林(行)政府委員 これは、本年度予算で認められましたのは柔道、剣道並びに計算実務ということになっております。

○上村委員 計算実務の具体的事例

を、この際お示しをしていただきたいと思つております。

○小林(行)政府委員 計算実務は、高等学校の教科では商業の中の一つの科目でございまして。この範囲がいろいろございしますが、珠算による計算方法、あるいは利息なり割引料の計算、それから度量衡、外国貨幣の計算、それから売買損益計算、福利年金の計算、それから企業損益計算、税金の計算、有価証券関係の計算、経営財務に関する計算、それから最近の計算機による計算といふやうなものを含めて、計算実務といふやうなことを考えておる次第でございます。

○上村委員 この試験の方法、内容並びに実際にはどのようにして行なうのか、受験資格はどの程度か、この点についてお尋ねします。

○小林(行)政府委員 試験は先ほど来申し上げておりますやうに全国的に統一した試験を行なうたいと思つております。試験の具体的な方法でございまして、人物試験、学力試験を行なうわけでございまして、筆記試験と実地試験、口述試験、いろいろ三つの方法でございまして、人物試験と実地試験を行なうたいと思つております。実際には大学の先生その他学識経験者に依頼をいたしまして、試験問題をつくつてもらうというのを考えております。

なお試験のさらに詳細な方法なりあるいは成績の評定法等については、ただいま申しましたやうな学識経験者に委嘱をいたしまして、具体的な方法を検討してもらいたいと思つております。それから受験の資格は高等学校卒業といふ一つの資格にいたしておる

わけでございます。

○上村委員　そうして試験が行なわれて、その試験合格者に対する免許状の授与は一体だれがするのか、それから試験合格者は教員として採用されるのか、この二点についてお尋ねをいたします。

○小林(行)政府委員　免許状の授与につきましては、他の普通免許状あるいは臨時免許状と同様でございます。府県知事または府県の教育委員会が行なうことにいたしております。文部大臣は合格者に対して合格証書を与え、この合格証書を持ちましてそれぞれの府県の教育委員会に免許状の授与願いを出せば免許状が授与されるというようにいたしております。他の免許状の場合と全く同じような方法で授与されることにいたしたいと思っております。

○上村委員　次に、多少御方針に関連をいたすので、政務次官にお尋ねをいたしておきたいと思いますが、この教員資格試験等を実施することによりまして免許基準の水準が低下するのではなからうか、こういう心配をなされる向きもある。なお大学教育による教員養成の原則に対する特例的なものであるから、かかる教員資格試験の実施は最小限にとどめていくべきものではなからうかという御意見もあるようにです。なお、特定の希望があれば教員になれるということになっておるが、この人格形成の面がおろそかになるおそれがあるのではなからうか、こういういろいろな御心配とか御意見とかあるようにございます。これにつきまして文部当局のお考えをお尋ねいたしておきたいと思います。

○八木政府委員　おっしゃるとおりわれわれが一番気をつけなければならぬのは教員の資質の向上ということであり、次に抜本的な改正を行なおうとする場合にも、資質の向上、需給のバランスの維持ということが中心課題になると思っております。その意味で今回の特例的なやり方が全体のレベルダウンになるというようにしたことになってはいへんでございます。そういうことにならないように努力をいたしたい。その意味で今回のこの特例は、言うならば実技者というところに限定をいたしまして、範囲を幅広く広げようという意図はございません。あくまでも実務教育という点に限定をしてひとつやろうといたしておるわけでございます。またいまお説のとおり実技が上に出てまいるために一般教養というものがおろそかになりますと、これまたやはり問題であるわけでございます。もちろん実技を持ち一般教養をも十分備わっておるということを前提条件にして採用がなされるということになるわけでございます。ただ特定の場合における実務教育ということでございますから、実技が主体になっておりますけれども、そのことによつて全体の教員の資質が下がるというようなことはあり得ない、またそういうことのないようにこれからも行政指導を通じて努力してまいりたい、こういうふうに考えるわけでございます。

す。

○上村委員　いま政務次官のおっしゃったことを了といたしまして、そして右のような心配をなさる向きもあるわけでございますから、十分注意をされましてこれが実施に遺憾なきを期せられたい、こう思うわけでござい

○上村委員　次に、この別表三及び別表第五の改正により、従来の特殊教育学校の各部の教員の在職年数も通算することができるとかどうか、こういうことについてお尋ねいたします。

○小林(行)政府委員　今回の改正によりまして従来の特殊教育学校の初等部、中等部、高等部各部の在職年数を、それぞれそれに相当する小学校、中学校、高等学校または幼稚園の教員の免許状をとるのに必要な在職年数に換算することができるといたしたわけでございます。

○上村委員　私の質問は最後の一点を申し上げまして終わりたいと思いが、従来別表第三において二級免許状に上進する場合のみ特殊教育学校の教員の在職年数を通算することとしていたが、その理由はどこにあるか。

○小林(行)政府委員　免許状は、御承知のように一面教育の専門制というところをたつておるわけでございまして、先年この免許法の改正のときには、その専門制の確立という見地から普通学校の在職年数は普通学校の教育免許状の上進の際にのみ認めるというたてまえを実はとっておったわけでございまして、今回の措置は、この専門制にあまりにこだわりますと、一面へんばな扱いを生ずる事態になってまいっておりますので、その専門制の確立もさることながら、現状それによつて被害を受けておるような方を救済する必要があるというところに着目をして、今回この別表を改正することにしたわけでございます。

○上村委員　この教育職員免許法の一部を改正する法律案は、社会的な御要望によりまして改正を御提案された点は十分に察するわけでございますが、従来のままですと全体の体系的な体系と申しましようか、秩序と申しましようか、そういうものとの関連を十分考慮されて、そうしてこれが実施につきまして万遺憾ないことを御要望いたします。私の質問を終わらしていただきます。

○久野委員長　次に、文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。川崎寛治君。

○川崎(寛)委員　試験地獄というの、これはただ単に教育の問題ではなくて、まさに社会問題ではないかと思ふのです。そこで私は本来ならばきわめて大きな政治問題として大臣の御答弁をお願いしたいのでありますが、いま特別委員会のほうにまいておるということでございまして、根本的な問題については後ほど大臣にまた質問いたしますことを保留しておきまして、政務次官並びに大学局長にお尋ねをいたしたいと思ふ。

先般の当委員会におきまして、非行少年の問題を特に中山委員のほうから質問されたわけであります。その際私は幼稚園教育の問題で関連をいたしましてお尋ねしたのでありますが、そのことは、りっぱな、りっぱといふか、いい幼稚園に入るためには幼稚園に入るための受験勉強が必要である。こういうことの根本は何かといへば、将来社会でいい地位を獲得するためには有名ないい大学に入らなければならぬ。いい大学に入るためにはいい高等学校に、いい高等学校に入るためにはいい中学校に、そのためにはいい幼稚園に、そしてそのためには幼稚園の準備教育を、こういうふうな形になつておるわけであります。なぜこういうことになつておるかという点について初中局長は答弁をしたわけでありますが、この答弁は少しも基本的な点には触れていないわけであります。ただ通達でそういうことのないようにしように幼稚園と保育所との総合調整をはかつていくのだ、はからせるように統一通達をやつておるのだ、こういうことと通達であつても問題が解決するような答弁をいたしておるわけであります。しかしこれは今日の社会全体の入試制度の改善、こういうことを大きな問題として政府も取り組んでまいつておることについてはよく存じておりますが、そこで御尋ねいたしたい点は、今日の試験地獄の根本的な原因は何であるか、この点について政務次官にお尋ねしたいと思ふ。

○八木政府委員　非常に答えにくい課題だと思ふのでございますが、社会の風潮全体が、たとえば官界に入ろうとあるいは経済界に入ろうと、いわゆる有名校を卒業しておる人がリザーになりやすいような、そういう環境があるということ、これがやはり有名校に殺到するゆゑでないか、だから自分の子弟にそれらのリザーになりやすいような近道を選ばせようという風潮が自然に生まれてくる、こういうことになつてはならないかと思ふのでございます。もちろんそれらの有名校がなぜできたかというところは、歴史的な経過等

らない。いい大学に入るためにはいい高等学校に、いい高等学校に入るためにはいい中学校に、そのためにはいい幼稚園に、そしてそのためには幼稚園の準備教育を、こういうふうな形になつておるわけであります。なぜこういうことになつておるかという点について初中局長は答弁をしたわけでありますが、この答弁は少しも基本的な点には触れていないわけであります。ただ通達でそういうことのないようにしように幼稚園と保育所との総合調整をはかつていくのだ、はからせるように統一通達をやつておるのだ、こういうことと通達であつても問題が解決するような答弁をいたしておるわけであります。しかしこれは今日の社会全体の入試制度の改善、こういうことを大きな問題として政府も取り組んでまいつておることについてはよく存じておりますが、そこで御尋ねいたしたい点は、今日の試験地獄の根本的な原因は何であるか、この点について政務次官にお尋ねしたいと思ふ。

もあるわけですが、そういう風潮が望ましくないという事は言うまでもないことでありまして、文部省といたしましてそういうようなものがないように、いわゆる格差是正に努力をするというのをいたしておるつもりでございますけれども、しかしただ単に文部省だけが、そういうふうにいわれる精神的な訓話、指導をするというだけではございませぬので、今後とも国全体の政治、社会全体の機構のあり方というものを含めて、そういう風潮のなくなるように努力をしてまいらなければならぬのではないかと、それは大学全体の責任であると同時に、国民全体の認識の問題にもかかってまいりと思っておりますので、今後とも長くしんぼう強く努力をして、そういうような風潮のなくなるようにしむけていく以外に問題解決の方法はないのではないかと、このように思っております。

○川崎(寛)委員 たいへんのおんげりとした答弁でございますが、気長にやっていると解決をする方向に進んでいくと思われぬのでありますかどうか、この点をお尋ねいたします。

○八木政府委員 気長にやりたいという事ではない、気長にやるような、いわゆるそれだけの熱意といえますか、それだけの努力をしなければ解決できないぐらいに大きな社会問題になっておるといふ意味でございます。われわれが意識的に気長にやろうというのではなく、なるべく早く実効をあげるように努力をしなければならぬが、しかし一本のカンフル注射で問題解決ができるというふうなものではない、

い、もっと根深く横たわっている課題ではないか、それだけに国民とあるいは政治も一体になってそれをするように努力する以外に、そう簡単に解決できないのではないかと、このことを申し上げたのであります。われわれは一日も早くそういうことのないようにならうに、われわれの立場に立つて努力を払うことは言うまでもないことであります。

○川崎(寛)委員 もう少し突っ込んで尋ねますけれども、それであるなら試験地獄の根本的な原因が何かということについてのたゞいまの御答弁はきわめてざく然としておりまして、つかみどころがなく、どこが原因であつてどこをどう直そうとするのかという点については全く触れていないのでありまして、ただ精神的な姿勢の問題を言っておるだけでございます。そこで有名校に入ろうという今日の試験地獄の根本的な社会的な原因、あるいは日本の社会構造の変化、そういうものをどう把握をしてどこをどう直そうとしておるのか。つまり問題の所在はどこにあり、それに対して文部省の文教政策の面で受け持つ面はどこか。つまり政治全体の問題である、こういう答弁をされておられますけれども、それであるならば内閣が、あるいは政府全体が、取り組む問題の所在というものと、文教行政の面において受け持つべき面とに分けて、ひとつ御説明願いたいと思ひます。

○八木政府委員 やはり一番問題になるのは、最終の大学教育の問題が社会に一番身近で、一番問題とするところであると思ひます。有名な大学に入れるためにいわゆる有名な高等学校に行

くということになると思ふのであります。その前提として義務教育にまたよいところへ入りたい、こういうことになると思ふのであります。その意味で最後の大学入試制度というものは自體に問題があるのではないかと。そういう観点に立ちまして、すでに御存じのとおり文部省としては大学入試の根本的な問題を解決するための一つの手段として、能研テストをいま実施しております。そこから何らかの解決策を見出すように努力をいたしたいということ、これでやたらいいというまだ完全なる結論は出ておりませんが、能研テストのところではそれが実効があるように検討を加え、努力をし、勉強しまして、そこから問題の解決をはかってまいりたい、このように考えているわけでありまして。

○川崎(寛)委員 一足飛びに能研テストに逃げ込んだわけでありまして、その問題はもう少しあとに残します。それでありますならば、少し観点を變更しまして、池田内閣が高度経済成長政策の中で人的能力開発政策といふものを大きく打ち出してまいったわけでありまして、その人的能力開発政策といふものと今日の試験地獄といふものの関連をどのように把握をされるか、お尋ねをしたいと思ひます。

○八木政府委員 人的能力開発政策といふものと試験地獄といふものがストリートでつながつておるとは思つておりません。日本がよりつばな国として企業が興り、福祉国家が建設されていく課題の中で、当然りつばな能力を持つた人間を養成し登用していくということが必要である。その意味が人的能力開発政策の基本的な考え方ではないか

と思ひます。そのような人間をつくり上げていくということの中に、現在の教育のあり方というものがそれに付随してあるわけでありまして。それは決して特定の学校に入れば能力開発ができないということではないはずでありまして、しかし長い歴史と伝統というものの上に、父兄の側から入れば、自分の子供はこの学校に入れたほうがより能力開発ができるという先入観があるわけでございますから、そのことが有名校に殺到して試験地獄が生まれるゆゑになつておると思ふのであります。われわれの立場といたしましては、個々の学校の力といふものを均衡化していく努力、いわゆる学校差といふものをなくする努力を重ねていく、そしてその間に父兄の理解を深めていく、そして人的能力開発政策といふものが、特殊な学校に殺到することのないように、あまねくすべての学校においてそれができようような環境をつくっていくというふうなことに、問題の解決が生み出されてくるのではないかと、このようにふうに考えるわけでありまして。

○川崎(寛)委員 平均化し、学校差をなくしていく、こういう御答弁であつたわけでありまして、たいへんいいと思ひます。ところが現実には、今日の試験地獄の中で、あるいは大学入試制度の改善の方向において、さらには能研テストの進められておる方向において、学校差をなくすといふ方向に進んでいくという問題点につきましても、これは後ほど触れてまいりたいと思ひます。この点はたゞいま次官の答弁されたような方向には少しも進んで

なくて、むしろ逆に格差は拡大されつつある、こういう私たちの観点でありますし、その点については後ほど触れたいと思ひますが、そこで端的にお尋ねしますが、今日有名校、つまり学歴偏重といふものが私たちの社会の中にあり、非常に大きな社会の病根としてあるわけでありまして、この学歴偏重の実態を打破するには、ただ単に学校差をなくすというふうな、百年河清を待つというふうなことで解決しないと思ふ。端的に、今日の社会の中にあります学歴偏重をなくすには、どうしたらいいか、お尋ねしたいと思います。

○八木政府委員 学歴偏重を学校教育の場だけでなくするといふわけにまいらぬのではないかと。現実の問題においては文部省の努力の中に学校差をなくすといふのが実効が上がつておらぬ、こういうふうな川崎先生のほうのお話でございますけれども、そういうことではないと思ふのであります。国立学校の場合には、その施設、設備の面においても、教員の配置の面におきましても、いわゆる学校差のできるような行政措置といふものは一切いたしてありません。それをなくすといふ努力を積み重ねておることは間違いないのであります。

(委員長退席、上村委員長代理着席)
ただ問題は、現在あるものは、昔からの伝統に対する評価、現在の力に対する評価といふものに対して、父兄の側に先入観がある。その父兄の側の先入観で、たとえば東大に行かなければだめだといったようなふうなもので、高等学校の最優秀な連中がその有名校に

殺到する。その結果として高等学校教
育の中で一番能力の高い連中が特定校
に入ってしまったために、結果としてそ
の特殊な学校出身者が社会に出たとき
に優秀な成果をおさめるがごときかっ
こうになっておる、こういうことだと
思います。だから決して学歴偏重とい
うものを文教政策の上で打ち立てる、
あるいはそれを認めておるということ
ではないのでありまして、学力偏重的
なものがあるとするならば、それは
学校自体にあるのではなくて社会にあ
る、こういうふうに言うべきではない
か。前段で申し上げましたように、学
校が学力偏重ということを持っていっ
たゆえんのもの、決して逃げるわけ
ではありませんが、文教政策が間違っ
ておったということだけで片づけられ
ない社会全体の問題として考えなけれ
ばならぬものがあるのではないかと。今
後それぞれの企業家があるいは役所が
人を採用する場合に、特定校でなけれ
ば人をとらないといったような風潮が
もしあるとするならば、それを排除す
ることによってそういうものもないよ
うに努力しなければならぬと思うので
ありまして、それはみんなの、内閣全
体の共同責任であり、あるいは父兄全
体の考え方、一つの改善に待たなけれ
ばならないのではないかと、こういうふ
うに思うのであります。

○川崎(寛)委員 それでは次に、いま
の問題は確かに社会全体の問題であり
ますし、一朝一夕に片づく問題でもな
く、全体的に解決をしましなけれ
ばならぬと思いますので、この点につ
いてはこの程度にしまして、では具体
的に大学の入学試験制度の改善につ
いて、どのようにしていかなければと

おるのか、その基本方針をお示した
だきたいと思ひます。
○小林(行)政府委員 現在の入学試
験、これは年々行なわれておる入学試
験につきましては、毎年試験の問題等
につきまして、大学の関係者、高等学
校の教員その他学識経験者が集まりま
して、毎年入試に關して研究会を実施
をいたしておられます。この結果より
まして、改善すべき点については通達
を文部省から出して、大学の関係者の
注意を喚起しておるわけでございます
。ただし、これは先ほど来お話のこ
うでございます。直接的にわゆる入学試
験地獄をそのまま解消するというわけ
のものではございません。そういうた
面からはできるだけやはり高等学校関
係における生徒に対する進路指導を徹
底してやってみようということが必要
であらうと思ひます。と同時に、やは
り最近の大学入学志願者の増減の傾向
から申しまして、必要な高等教育機関
をふやしていく、規模の拡大をするとい
うことも必要であらうというふう
に考えておるわけでございます。なお、
これとあわせて、やはり育英奨学の方
途も学生の数に応じて漸次増加してい
く、拡充していくということが必要で
あらうと思ひておる次第であります。

○川崎(寛)委員 三十七年に中教審が
答申を出しまして、大学の入学試験
についてというふうな答申を出して
おられるわけでありまして、その答申
案に基づいて文部省としてはどのよう
な措置をとられてまいりましたのであ
りますか。

○小林(行)政府委員 中教審の答申は
入学試験に關する、入学者選抜に關す
る技術的な、制度的な問題として、要

するに高等学校卒業の段階において、
やはり大学進学に適しておるかどうか
という点を評価する必要があるとい
うことで、進学適性のテストをする必
要があるというところを言うておられ
ますので、この勧告によりまして、御
承知のような能力開発テストを三十八
年度から開始いたしましたわけございま
す。すでに三十八年、三十九年とやり
まして、ただこれは非常に影響するこ
ろが大きいものでございまして、三
年間はいわば試験的な段階というこ
とにいたしました。その結果を十分検
討いたしまして、なるほどというふう
に納得できるような結果が出ましたな
らば、やはり大学当局者でこれを入学
試験制度の改善の方策として採用して
もらうようにしていきたいというふう
に考えておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 ただいま御答弁の
ように、技術的、制度的な改善、こ
ういふことになっておるわけでありま
す。この点が一番大事だと思ひます
。それは先ほど次官も御答弁になり
ましたように、大学入試制度全体の改
善という問題、つまり試験地獄をなく
すという問題、そういう社会的な問題に
は発展し切れない、つまり背負い切れ
ない大きな問題があると思ひます。こ
れには中教審の答申といたしましては、
そういう政治的、経済的、社会的な要
因というもののについては触れず、た
だ技術的、制度的にこの問題を扱おう
といたしておるわけでありまして、そ
うして能力開発研究所を設置をして、能
研テストをやっている、こういうこと
になっておるわけですが、問題はここか
ら出発をすると思うのであります。と
いうことは、政治的、経済的、社会的

な、そういう根本的な要因にメスを入
れることなく、ただ単に制度的、技術
的な面だけの改善をやるうとしてお
る。しかもそのことがあたかも入試制
度の改善であり、合理化をされていく
方向であるというふうな錯覚を起さ
しておるわけでありまして、もし
かし現実的にはそれが入試制度の改善
ではなくて、しかも先ほど次官が言わ
れたような学校の格差をなくすとい
うものではなくして、後ほど能研制度
その他御質問をいたしてまいりたいと
思ひますが、現在進められておる能研
テストというものが進路指導だ、こ
ういふ形で実際にはお前はこの学校に
行け、お前はどの学校に行け、こ
ういふことが合理化だ、試験地獄をなく
する方法だ、こいう簡単な技術的な
非常に小手先の問題にすりかえられて
いく、むしろ能研テスト自体が学校差
をつくり、有名校あるいはそうでない
というところの格差をつけて、そ
ういふものの合理化をしていく、こ
ういふ方向に現実には進んでおるわけであり
ます。そこで中教審の答申案自体もそ
ういふ政治的、社会的な要因というも
のに触れないのだ、こいうことで制
度的、技術的な答申をいたしておるわ
けであります。そのことの危険性を
どのように認識をされておるか、根本
的な点についてお答えを願ひたいと思
ひます。

○小林(行)政府委員 私ども能研テ
スににつきましては、先ほど来お答え
いたしておりましたように、一つの入学
試験制度の改善の方策として、よい、信
頼度の高い結果が得られるならば、こ
ういった客観的なテストの結果を大学
で取り入れてもらいたいというふう

考えておるわけございまして、しか
しそれが将来入学志願者の意思を無視
して方向を決定するとか、そういうよ
うなことにはならぬと思ひます。た
だし先ほど申し上げておりますよう
に、入学試験に対する教育政策的な改
善策としては、やはり社会的な要望、
個人的な要望に応じた高等教育機関の
規模の拡大、それから高等教育機関を
単純なものに、いろいろなバラ
エティーのある、そういう高等教育
機関の充実というふうなことが必要で
あらうというふうなことを必要で
ございまして、ただし御承知のように、
戦後新制大学に変わりました。要する
に従来のエリート養成、指導者養成と
いうものからこの高等教育が非常に社
会化されてまいりました。大衆化され
てまいったわけございまして、当然
そこに志願者の増加というものが出
てくるわけでございます。これを一がい
に押さえるべきものとは私ども考えて
おりません。ただし先ほど来のお話の
ように、現在の学歴社会というものの
弊害もございまして、その弊の是正
には、やはり単に教育機関だけでなし
に、政府全体として、社会全体として
考えるべきものと思ひております。

○川崎(寛)委員 この中教審の答申の
中にも触れておるわけでありま
すけれども、大学入学者選抜制度の改善につ
いては、統一的な入学試験制度あるい
は入学資格の試験制度、無試験入学後
の淘汰方法、こいうものについて
検討してみたいのだ、こいうことを
いつておられますが、ただいまの三つの
問題について見た場合、文部省として
それをそれぞれどういふふうに評価
しておるか、お尋ねをしたいと思ひま

す。

○天城政府委員 私からこの点についてお答えいたします。私、ちょうど中教審の仕事に所管いたしております局なものですから、審議の過程を存じておりますので、申し上げたいと思ひます。

いろいろお話がございしますように、入学試験の問題を解決するにはいろいろな多角的な方法で考えなければならぬわけでございします。技術的な選抜制度につきましても、世界で行なわれているいろいろな制度がございします。また日本でも過去においていろいろな制度が用いられた実績がございします。で、それらについて中教審におかれては実情あるいは各国の制度等を調べて答申にあるような方向がよいというところになったわけでございします。何と申しますか、他の制度、たとえば入学資格制度とかあるいは統一入試制度あるいは無試験入学制度、これを考えました場合に、日本の学校体制との関係でなかなか問題があるわけでございして、一言でこれはこういうふうなうにだめだ、これはこういうふうなうに悪い悪いということをやなかなか簡単に申し上げかねるわけでございしますけれども、たとえば無試験入学後の淘汰方法というふうなことは、学校の規模、定員、あるいは日本の社会においては、淘汰したといつても、その後の処置を社会がどう受け入れるかというふうなことを考えると、アメリカでしばしば行なわれたり、ヨーロッパの国で行なわれているような、途中で淘汰するといふ方法は日本の場合にはむしろ適当でない。それから入学資格試験制度、この問題は一種の国家検定のようなものを

考えられておるわけでありまして、御存じのとおりイギリスのGCEとかフランスのパカローア、あるいはドイツのアビトゥアの制度等がこれを具備しておりますが、これはそれぞれの学校との結びつきで出てくるわけでございまして、日本のような学校制度ではちょっとこれは結びつきにくいわけでございします。統一入試試験の制度、これはかつては旧制高等学校は統一試験をやったこともございしますが、いまのように全国いろいろな種類の大学を通じて統一の試験というものは、これは日本の現在の教育制度の場合には無理だ。一部分だけやるとすることも考えられるかもしれないけれども、全面的な統一試験というものはやはりいろいろな学校、種類がある以上は無理だ、こういうようなことがいろいろある。この段階で検討されたわけでございします。したがって、答申にありましような方向がよい。ただ、ここで一言申し上げますが、能研テストがオールマイティだということをごで申してゐるわけでは決してございしませんで、問題は、高等学校から大学への生徒の進学あるいは授受という非常に重大な問題について、高等学校と大学が手を握って協力してこの問題を解決するという体制が、非常に大事だということでありまして、能研の構想もその中で生かされてまいりますし、将来の入学選抜制度の改善につきましても、能研一本やりでは何にもないというふうなことは申し上げておられます。むしろ高等学校時代の成績の重視とか、あるいは単なるアチーブでなくてアビリティの問題も見なければいけない、

あるいは大学の受け入れ体制における——ここにも出ておりますが、入学指導の制度と機能、それから高等学校における進路指導の制度と機能と、この両者の連絡というふうな制度的な問題も触れておるわけでございします。少し余分なことを申し上げたかと思ひますが、ここで出ておるようないろいろな制度の検討については、いま申し上げたような経過でございします。

○川崎(寛)委員 いまの子供を持つておる父兄のほんとうの気持ちといひますか、偽らない気持ちというものは、高等学校へ行つた、大学に行きたい、出したい、こういう場合には全部大学に入れてもらいたい、そのかわり、ここで出てきておる三番目の問題になるわけでありまして、入れてもらつてそのかわりひとつ中できびしく選抜をしてもらつて、勉強しない能力のない者は落ちていく、ふるわれる、こういう形にしてもらいたいというものが母親なり父親なりあるいは本人たちの希望であらうと思ひます。しかし実際には、先ほどから現実とは言われておるうちに、学歴偏重の社会でありますし、そういう伝統があるし、現実には学校差というものが厳然としてあるわけでありまして、その点はきわめて現実的に即さない。そのことがこの答申の中に

出でくる結論の方向であらうと思ひわけでありまして、ところが問題は、やはりアメリカ、ソ連等における高等学校を卒業して大学に入つておる者の比率、そういうものからするならば、日本は大学生が多過ぎる、こういうことには決してならないと思ひますし、高等教育というものの円満な発展のためからしますならば、私はこれはそういう方向に制度的には進むべきではないかと思ひます。ところが、それが現実に学校差があるから押されて、どうしてもそういうふうにならないのだ。これはまた後ほど御質問したいと思ひますけれども、そういう今日の進められております文教施策の全般的な面において、一つの方向といふものを大きく見通そうとしても、その前に、現実にはだめなんだ、こういうことで現実には妥協している。だから有名校に入るといふことはもうやむを得ないことなんだ、こういうことで常に現実に妥協せざるを得ないといふのが根本の問題だ、こう思ひます。ですからその点については、これはここで早急に結論を出せといふことを要求をいたしまして、出ない問題だと思ひますが、やはり将来の方向としては、あくまでも学歴偏重をなくし学校差をなくしていく、そのためには旧帝大、旧国立大学、さらには新しい地方大学といふものの差が今日制度的にもむしろ進められておりますので、そういう点については後ほど御質問をしたい、こういうふうな思つておりますが、そういう根本の問題があるといふことを私たちは大学入試制度の改善の中でよく見きわめておかなければならないと思ひわけでございます。

そこで次にお尋ねいたしたい点は、そういう中教審の答申に基づいていろいろと制度の改善といふことが進められ、その中の一つとして能力開発研究所といふものが昨年から発足をし、能研テストが行なわれてまいつておるわけでありまして、能力開発研究所といふものはどういふものであるか、ひとつ正式に、この委員会において

では御説明をいただいておりますので、御説明をいただきたいと思います。

○天城政府委員 能力開発研究所は中教審の答申に基づきまして、その趣旨を実施するために昭和三十八年の、ちよつと日にちを正確に記憶してありませんが一月でございしますが、財団法人として設立された機関でございします。この能力開発研究所は中教審の答申にもございしますように、問題は高等学校、大学、この両者が大学入学という学生の授受に際して協力することが、基本的に大切であるといふことで、この法人を構成する場合にも、高等学校側、大学側の両者の代表によつて理事を構成しよう。なお、教育行政上の重大問題でもあるといふことで教育委員会、それから文部省からも参加する、なお学識経験者も加える、こういう形で財団法人として発足したわけでございします。この仕事は本来が研究所と銘打つておりますように、中教審の答申にある高等教育を受けるにふさわしい在学者の学力、資質、これらのものを客観的に判定する、あるいはその方法を研究するといふことを基本的な考え方に持つておりまして、その研究調査の機能がテストの実施という形にあらわれることを期待して研究所という名称をとつたわけでございします。この制度は入学試験の、入学選抜制度の改善といふことに非常に影響するところが大きいものでございしますし、ことに高等学校側、大学側の従来のしきたりや意見も持つておりますので、やはり試験期間を置いて、この間に両者の納得いくものをつくり上げていこう、こういう考え方で昨年度第一回のテスト

を実施いたしたわけでございます。

このテストはいろいろございすけれども、大ざっぱに申し上げて学力テスト、それから進学適性能力テスト、この二つを中心に実施いたしたいと申しております。昨年実施いたしたわけでございす。その間の調査の、あるいは研究のしかたでございすけれども、テストの具体的な問題の作成につきましては高等学校側、あるいは大学側、その他の研究者の協力を得まして、各種の面から最も妥当と思われる問題の作成にあたり、特に進学適性検査のごときは、過去に文部省が実施した実績もございす。それらの調査結果あるいは新しい外国の研究等を加えながら昨年度第一回を実施したわけであります。これが、本年の三月の各大学の入学試験が行なわれたわけでございまして、その各大学における入学試験の結果と能力テストの受験者の関係につきまして、現在大学を中心に追跡調査を行なっていたいでございす。その追跡調査と申しますのは、大学入学のときの試験の成績と能力テストの関係、あるいは進んで高等学校時代の学習成績、さらに将来は大学入学後の学習との関係、こういうものの関係を多角的に調べていく、そうして能力テストの中身を改善すると同時に、大学側が従来やっておった試験というものが一体どういう意味を持ってくるか、あるいはどういうような裏づけが証明されるかというようなことも検討いたしまして、入学試験制度の改善に資していこう、またこういう方法で御納得のいったところで実際問題に使っていこう、こういう考え方で始めているのでございす。ごく簡

単に申し上げますとアウトラインはそういうことでございす。

○川崎(寛)委員 私の間が愚かったのだ、たいへん全般的な御答弁をいただいたのであります。現在能力開発研究所というのは財団法人で設立をされておるわけでありまして、この予算と機能的な面をまずお尋ねしておきたいと思ひます。予算とそれから職員、構成、さらにはこの中の作業を行なっていく行ない方、つまりテストをやるためには問題製作委員会等もあるわけでありまして、職員の任命といひますか、それをどういうふうに行なっておるか、さらには文部省とこの能力開発研究所との関係、こういった点についてお尋ねしたいと思ひます。

○天城政府委員 三十八年度の例で申し上げますと、こまかい数字は別として、大体一年間の経費は一億二千万でございす。これにつきましては国からも若干補助いたしておりました。これは当初研究所というものを申し上げましたけれども、基礎的な研究をするためにその研究の費用として三百万国から補助をいたしておりましたが、その他の経費の収入はテストの受験料収入によってまかなっておるわけでございす。

それから機構でございす。理事會のもとに事業部と庶務部と研究部という三つの組織を持っております。庶務部は一般の庶務であります。事業部はがテストの実施のほうをいたしております。研究部が研究と問題の作成をいたしております。ここには必要な職員がございす。特にいまお尋ねの点は研究部のほうのことじやないかと思ひますが、研究部のほうは現

在専任の職員はまだ充実にしておりません。しかしながら在来から高等学校側、大学側あるいは研究者の協力を得るという体制でございすので、むしろ外部の方々の御協力を得ることにかなり重点を置かしまして、分野別に幾つかの委員会を構成いたしております。いまちよつと資料が手元にございせんが、これらの人間を合計いたしますと、大体各分野の専門家が百五十名くらいは御協力をいただいております。これは御研究が財団法人でございす。これは能研が財団法人でございすので、財団法人から委嘱というかお願いいたしておるわけでございす。研究部のほうは特に学力の面、それから進学適性能力の面、それからいまの追跡調査の面、この三つにそれぞれ専門を置きまして、文部省は研究や調査をいたしております立場でありまして、文部省所管の財団法人として認可いたしております。先ほど申し上げたように、基礎研究の面で十分と申しませんけれども、補助金をこの団体に交付しているわけでございす。

○川崎(寛)委員 そうしますと三十八年度で見て一億二千万という予算で運用されたということでございますが、国の一般会計の中の三百万、そういったものと、あと残りの九千九百万というのは受給料であった、こういうふうには理解してよろしいのですか。

○天城政府委員 大体そうでございますが、こまかく申しますと八千四百万が受給料収入でございす。その他は国庫補助とそれからあとは借入れ金で実施しております。

○川崎(寛)委員 これはたいへん赤字で苦しんでおるといふお話だそうでありまして、財界からの寄付はございませぬか。

○天城政府委員 事業を営むについてはまだどこからも寄付をいただいております。

○川崎(寛)委員 文部省との関係はもう少しお尋ねしたいのでありますけれども、実はアメリカのエデュケーション・テスト・インデックス・サーベイス、ETSのあれをまねておるのだというふうにいわれておるのではありませんか、しかしそのETSの本部、支部を合わせれば二千五百人からの人員をかかえてやっております。そういう本格的な研究所というものに値する、そういう構成からしますならば、ほんのわずかの十数人あるいは二十人をしておるのですか、そういうもので専門的にやる体制はないわけですか。それが能力開発研究所というたいへん大それた名前をつけてやっております。ですから、この点は少し羊頭を掲げて狗肉を売るたぐいではないかと思ひます。むしろもっと率直に単なるテストの機関なんだということとその性格をもっとこころはつきりすべきだ。そうでないと、私はこれはたいへんな錯覚をみんなに起こさせてまいらぬと思ひます。その内容につきましては後ほど順を追ってお尋ねしてまいりたいと思ひますが、このテストを進めてまいらるについて文部省はノータッチであるかどうかお尋ねしたいと思ひます。

○天城政府委員 これは最初から申し上げておりますように、高等学校と大学と行政機関で協力してこの仕事をしようというところでございすので、文部省は文部省の立場から参加いたしております。教育委員会側も参加して

○川崎(寛)委員 そういたしますと、教育委員会側も参加いたしておると言われまして、もう県の教育委員会は参加ではなくて実施機関なんです。そういう点からいたしますと、頭のほうはなるほど開発研究所という一つの財団のかつこうをつくって、文部省も参加をしてやっております、こういうことでございす。が、実際に下のほうは、たとえば県段階で言えば、鹿児島の場合には鹿児島県の教育長が能力開発研究所の鹿児島支部の支部長であつて、調査課長が副支部長である、実施するのは調査課員である、こういうことになつておるわけですか。そういたしますならば、これは決して文部省と別個に自主的にというのではなくて、明らかに文部省がそういうテストをやっております、こういうふうな理解をしてよろしいのですか。

○天城政府委員 同じことを繰り返して恐縮なものであります。高等学校側と大学と行政機関との協力体制でございすので、それぞれの立場でできること、それから分担すべきものを持ち寄つておるわけでございす。いまお話のように、鹿児島支部あるいはその他の県にも同じケースのものがたくさんございすけれども、テストの実施という段階については行政機関が分担するの、一番やりやすいわけではあります。が、実施の面についてお願いしております。一方、高等学校側につきましても、高等学校の校長会その他各府県の高専学校の協会を通じて高等専門学校におけるいろいろな意見をここに反映させていた

席)

実施上の問題についても協力するといふ体制をとっておりますし、追跡調査につきましては、これは大学側に全面的にお願いいたしている、こういう形でございまして、それぞれの立場で協力し合っているということを繰り返して申し上げます。

○川崎(寛)委員 具体的な能研テストの実施の面についてお尋ねしたいと思ふのでありますが、これはやはり能力開発研究所が昨年発足をして具体的に第一回の実施を行なつて、それ以後このテストを行なう、こういう段階に至つておりますので、そうした実施面について、私はどうしても能研の所長と、それから実務をやっております事務局長、この責任者に来ていただきまして、文部省は文部省の立場での御見解もあるでございましょうが、実施部門の責任者においでいただきまして、私は能研テストの問題につきましては後ほど突っ込んだ質問をいたしたいと思ふので、この点についてはひとつ委員長の方でお取り計らい願ひたいと思ひます。

○久野委員長 ただいま川崎君の御要望の件につきましては、次回の理事会において協議したいと存じます。

○山中(吉)委員 関連してテストの問題で、次の機会でもいいのですが、文部省から資料を出していただきたいと思ふので、一つだけ御質問しておきたい。

いま大体テスト、テストで幼稚園から大学に至るまで子供が追いまわられている。幼稚園でも入園試験がある。小学校、中学校では一斉学力テストを

強行されている。高等学校から大学はこの能研テストがある。それから大学に入ると、会社の採用試験で追いまわられている。だから、テストがあつて教育がないというふうなことをいふ評論も出てきているわけなんです、したがつてこの問題については、文部省においてはこのテスト制度について確固たる指導方針、将来の見通しを持つて、そして指導行政をせねばならない限りについて、弊害だけが残るのではないのかと思つて私は非常に心配をしていて再検討すべき段階にあると思ふので、次の機会に調査局長あるいはもつと責任者からひとつ報告をしていただきたいと思ふのは、この六月二十三日、二十四日にも一斉学力テストを実施されることになつております。もうすでに三カ年実施をされて教育界を混乱し、非常な犠牲も出している。そのほうの分だけは文部行政にプラスがなると私は非常に遺憾なことであると思ふのですが、その学力テストを実施するときに、この文教委員会が大臣とわれわれの質疑応答の中でテストの目的を明らかにされている。その一つは、僻地その他あるいは都市、農村に対する教育条件の格差を解消する資料にしたい、いわゆる教育条件の整備、それから指導要領についての再検討の資料にしたい、さらに進学の程度を調べ、その後の先生の指導の資料にしたい、そういうふうなことを説明されてテストを強行されている。その後そのテストの結果に対してどれだけの行政的な処置をされているのか、もしされていないとすれば、一億、二億の金を

かけて子供をテストに追い込むような、現代のテストの中でむだな金を使うことがいいのかどうか、その三カ年間のテスト実施の結果、これだけのプラスが文教政策にあります、こういう処置を行政上予算化している、ということも報告をしていただきたい。次の委員会にそれをお願いしておきたいと思ふのであります。これはどの中央新聞の読者からの投書の欄を見まして、テストに追われて業者からはテストの教材その他を多く買わされて、負担が重くなつておるとか、子供はテストに追われてほんとうの実地の勉強よりもそつちの方向に顔が向いておる。先生のほうはそのために一般の指導要領に基づいた正当な教育よりも、テストの成績をあげるためにほとんど半分そつちについておる。こういうことを盛んに書いておられます。もしそれを実施するならば、もつと文部省で現在の教育についての的確な正当な指導を厳重にしてもらわなければ困るといふことを要望いたしておる、これはもう各新聞にあります。そういうことから私は申し上げるのです。それから地方の教育長の意見を聞くと、小中学校の学力テストは、それがおのずから子供にわかつてくる。成績の悪い三分の一以下の人は劣等感におちいつて子供がだめになつてゐる。上の三分の一の者は優越感を感じて刺激を得て、さらに勉強するかどうかという、むしろ安心感を持つだけであるというふうなことを私に報告しておるのです。そういうことを含んで、いま川崎委員から大学への能力テストの問題に関連をして質問があつて、次の参考人の問題もあると思ひますが、テスト全体の中で混乱を

している子供、それにどういう指導をして、いままでの実施の結果どれだけの有効な成果をあげ、予算化をし、文教方針に変更を加え、修正を加えておるか、それを的確に御報告願ひたい。そういうことを報告しないで、国会の中で非常な疑問の中でテストを実施されて、そして各地で教育界を混乱させて、犠牲を出しておる。さらにまた六月二十三日、二十四日実施する段階にあるので、文部省の責任があると思ふので、次の委員会にその点の報告をしていただきたい。これはいま次官がいなくなつて、文部大臣もいないので、おそらく責任者は天城調査局長だと思ふが、それをお伝え願つて、次会にその報告をしていただきたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 昨年やりました能研テストの受験者の総数、各県ごとの受験者数、ことしの受験者数、それをひとつ資料で出していただきたいと思ひます。

○久野委員長 次会は来たる十二日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十四分散会

昭和三十九年六月十三日印刷

昭和三十九年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局